

別紙3 主張整理表

争点			原告らの主張	被告の主張
1 丙の自殺と業務との因果関係(本件自殺の業務起因性)(争点1)	(1) 時間外勤務時間の算定(争点1-1)	ア 時間外勤務時間の認定資料	<p>労働基準法所定の労働時間に当たるか否かは、労働者が使用者の指揮命令下に置かれていると評価することができるか否かにより客観的に判断するべきものである。被告は、丙が提出した時間外勤務実績報告書に記載された時間外勤務時間のうち、上司が必要性・緊急性があると判断したものに限り労働時間とすべきである旨主張するが、上司であった己が行っていた上記判断は、何ら資料の確認や同僚等への聴取を行うものではなく、自身の感覚や他の署員との公平の観点に照らし、裁量的判断を行っていたという過ぎず、その実態は単なる独断というべきものであって、そのような判断により労働時間該当性が左右されることにはならない。そうすると、上記報告書は、丙の時間外勤務の状況が反映されているといえ、報告されている時間について、使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができることは明らかであるから、上記報告書の記載内容をもとに労働時間を算出することには合理性がある。</p> <p>さらに、丙は、妻である丁との間で、まだ勤務中であるとか、もう少ししたら帰れるといったメールのやり取りを行っているところ、このようなやり取りは、上記報告書において時間外勤務として報告されている時間以外にも行われているのであり、このことによれば、丙の実際の労働時間は、上記報告書に記載された労働時間よりも長かったものであって、この点も、時間外勤務時間の算出に当たり考慮する必要がある。</p>	<p>業務の過重性の判断における時間外勤務とは、本来、時間外勤務命令を受けて行った業務のみを指すものであり、上司等が業務の必要性、緊急性等を勘案して、その業務を時間外に行う必要があると認めた範囲のみで認められる。そして、署員から提出される時間外勤務実績報告書には、上記業務の必要性・緊急性について検討する以前の労働時間が記載されており、修正の必要性があるところ、丙の上司であった己は、丙の提出した上記報告書の申告時間の大半を時間外勤務と認めつつ、具体的な内容の明らかでない業務内容や、休憩時間、移動・片付けの時間など本来時間外勤務に加えられないべきではない業務時間等について、赤字で修正し、時間外勤務時間を認定していたのであり、このような己の判断は正当である。よって、己による修正が施された後の同報告書における時間外勤務時間をもって、本件の時間外勤務時間を認定すべきである。</p> <p>一方、原告は、丙と丁との私的なメールのやり取りを指摘するが、上記メールは丙が業務に従事していたことを示すものではなく、これをもって就業時間等を特定することができるものではないし、その内容自体、不明瞭なものであり、丙がどのような業務に従事していたのかについて、特定することができるものではないから、上記メールをもって、丙の時間外勤務時間を認定することは到底できない。</p>

1 丙の自殺と業務との因果関係(本件自殺の業務起因性)(争点1)	(1) 時間外勤務時間の算定(争点1-1)	イ 当直日の休憩時間中に業務を行っている場合、時間外労働時間を含めるべきか	<p>基金による調査の過程において、複数の関係者らにより、丙は、当直日において規定どおりの休憩時間を取得することができていなかったとか、休憩時間においても未処理の案件に時間を割いていたなどといった証言がされている一方で、丙が、そのような休憩時間中の勤務について別途勤務変更をして休憩を取得していたとの供述は存在しない。加えて、静岡県警察自体、上記調査の過程において、急訴事案等の発生時には、勤務変更による休憩時間の取得が困難な状況があるとの回答をしていることに照らしても、被告の主張は採り得ないことが明らかである。</p> <p>一方で、上記複数の証言があることや、勤務日誌の「休憩時間」欄において休憩を取得したと記録されているにも関わらず、「記事」欄において、他の勤務員が対応したと考えられるものの、その時間中に拾得物の対応が行われた旨の記載があること等に照らしても、丙は、勤務日誌の記録どおりに休憩時間を取得することができていなかったと考えられ、このことも、時間外勤務時間を算出するに当たって考慮すべきである。</p>	<p>交番等勤務員が、休憩時間中に急訴事案に対応するなどのため勤務に従事せざるを得ない場合や、書類を休憩時間中に作成する必要がある場合には、事前又は事後に直属の地域警察幹部の承認を受け、勤務変更を行い、その後の勤務時間とされている時間に休憩を取得することや、警らや立番等の勤務を在所勤務に変更して書類作成に充てることが可能である。しかるところ、庚交番の刑法犯認知件数等は、平成23年において、県下202交番中、上から87番目であるに過ぎず、このような勤務実態に照らしても、休憩時間中に業務に当たったような例外的な場合に、別途休憩を取ることができないような余裕のない状況ではなかったのであるから、丙が休憩時間中に勤務に当たった時間について、時間外勤務時間として評価することはできない。</p>
		ウ GSEの事前研修への参加時間及びそのための移動時間は、労働時間に含まれるか	<p>丙は、GSEの派遣メンバーに選ばれていたところ、その海外研修自体は、公務として取り扱うものとされている。そして、その準備のための事前研修は、GSEの海外研修に参加するための前提となっていることや、一定の拘束性が伴うことからすれば、公務であるGSEの海外研修と一体となっているというべきであり、丙としては、事前研修に参加せざるを得ないのであるから、少なくとも、業務起因性判断における業務の過重性の評価対象としての業務(公務)には含まれるというべきである。</p> <p>また、事前研修に参加する際の移動時間についても、研修に参加するためにどうしても必要となるものであり、その所要時間をみても、片道2時間30分程度という、長時間の不自由を強いられるものであったことに照らしても、業務の過重性評価の対象とされるべきである。更に、丙は、自宅等において、GSEの海外研修の際に実施するプレゼンテーションの準備や、英語の勉強等も行わなければならない、これらの準備時間も、業務の過重性評価の対象とされるべきである。</p>	<p>GSEは、警察とは関係のない国際的な奉仕団体であるロータリークラブが主催するものである上、その開催目的も、国際理解の促進とこれからのリーダーの育成を目的とする自己啓発の機会を提供することにある。そして、丙も、上記各点を理解した上で参加を希望したため、静岡県警察として推薦をしたものであって、GSEの海外研修自体については、職員の資質や能力の向上に一定の効果があることから公務として扱うものの、その準備のための事前研修は、あくまでも顔合わせやメンバーの親睦等を兼ねて行われるものであることからしても、その参加時間を公務として取り扱うことはできず、静岡県警察として、上記取扱いをすることについては、GSEの参加の打診の際に、己等から説明をしており、丙は、これを理解した上で参加の表明をしたものである。よって、上記事前研修への参加時間を勤務時間とすることはできない。</p> <p>なお、事前研修の参加のための移動時間についても、月に1回程度、片道2時間半程度の電車移動に過ぎないことからして、業務の過重性を判断する際に労働時間に含まれるものではない。</p>

1 丙の自殺と業務との因果関係(本件自殺の業務起因性)(争点1)	(1) 時間外勤務時間の算定(争点1-1)	エ 丙の具体的な時間外勤務時間	<p>本件裁決においては、丙の時間外勤務時間は、発症6か月前17時間30分、同5か月前71時間30分、同4か月前69時間15分、同3か月前50時間30分、同2か月前52時間38分とされているところであり、同1か月前においては、勤務日誌及び時間外勤務実績報告書の記載内容、並びにGSEの事前研修の参加時間を考慮して労働時間を集計すると、別紙4「労働時間集計表(3月10日～2月10日)」のとおりとなり、時間外労働時間は111時間49分となる。</p> <p>もっとも、原告らは、丙の時間外労働時間について、上記の程度にとどまると主張するものではなく、前記1(1)アないしウの各【原告らの主張】によれば、丙の実際の労働時間は、上記の各時間外勤務時間を超える時間となっていたものである。</p>	<p>丙の勤務時間を算定するに当たっては、前記1(1)アないしウの各【被告の主張】のとおり諸点を適切に考慮する必要があるところ、丙の自殺の公務起因性を認めた本件裁決においては、上記諸点が適切に考慮されておらず、結果として、過大な時間外勤務時間が計上されているものである。もっとも、上記不当な内容の本件裁決における丙の勤務時間によっても、発症2か月前52時間38分、3か月前50時間30分、4か月前69時間15分、5か月前71時間30分、6か月前17時間30分とされているのであって、これが労働時間として過重とはいえないことは明白である。</p> <p>そして、発症1か月前の期間において、上記諸点を考慮し、丙の時間外勤務時間を算定すると、別紙5「時間外勤務一覧表(平成24年3月10日～2月10日)」のとおりであり、同期間においても、61時間30分に過ぎない。</p>
	(2) 質的に過重な業務として考慮すべき事項の有無(争点1-2)	ア 連続窃盗事件の捜査による負荷の増大の有無	<p>丙は、庚交番管内において発生した連続窃盗事件の捜査に従事していたところ、基金による調査の過程において、関係者らが、「連続窃盗事件があり、負担になっていた印象がある」とか、丙が「プレッシャーを受けていたと思う」との証言を行っていることに照らすと、上記捜査は、丙にとって精神的負担を感じる業務となっていたというべきである。</p>	<p>下田警察署において、管内で発生した窃盗事件の捜査を主管するのは刑事課であり、原告らの指摘する窃盗事件の捜査は、その発生当初から刑事課を主管として行われる署としての業務であって、地域課の係長に過ぎない丙が、その帰趨に神経をとがらせ、精神的負担を感じるようなものではない。</p> <p>また、上記事件の捜査においては、捜査開始から平成24年1月までの間は、庚交番員を含む非番の地域課員1名と刑事課員1名がペアとなり、よう撃捜査が実施されたものの、同年2月以降は、地域課の負担軽減の趣旨で、専従捜査班が編成され、すべての捜査がこれにより実施されることとなり、庚交番からは、丙とは異なる当直班の勤務員2名が刑事課に派遣され、丙を含む他の庚交番の勤務員が、捜査に従事する必要はなくなった。したがって、同月以降、丙が、上記事件の捜査に従事した事実はなく、仮にそのような事実があったとしても、丙が自発的に行ったものであって、業務上の負荷・負担として捉えることはできない。</p> <p>これらによれば、窃盗事件の捜査により、丙の業務量が増加したとか、業務が質的に過重になったということとはできない。</p>

1 丙の自殺と業務との因果関係（本件自殺の業務起因性）（争点1）	(2) 質的に過重な業務として考慮すべき事項の有無（争点1-2）	イ 実習生の指導による負荷の増大の有無	<p>丙は、職場実習指導員に指名され、実習生の指導を担当していたところ、基金による調査の過程において、関係者らにより、丙は、実習生とずっとペアでつらいと言っていたとの証言が得られている上、丙とペアを組んでいたと思われる者からは、丙の自宅に直接訪問して相談したり、電話したりすることがあったとの証言が得られていることに照らすと、丙が勤務時間外に実習生指導を行っていたことがわかる。加えて、実習生は車を運転してはならず、丙は、勤務終了後に実習生を下田警察署まで送っていく必要があった。これらに照らせば、実習生の指導が、丙にとって負担となっており、丙に精神的負荷を与えるものであったことは明らかである。</p>	<p>実習生の指導を担当したことにより、丙にいかなる負担が生じたのかについて、原告らから具体的な主張はない上、職場実習指導員に指名された者が実習生の指導に当たることについては、警察官一般に求められる通常の業務というべきものであって、これにより、丙に一定の負荷が生じたとしても、警察官に求められる通常の業務による負荷を超えるものであるとはいえず、丙の業務が質的に過重になったということとはできない。</p>
		ウ 異動のための引継ぎによる負荷の増大の有無	<p>丙は、本件自殺に至るまでの間、異動を前提とした引継ぎの準備をしており、このことも、丙の業務量を増大させ、丙に精神的負荷を与えていた。</p> <p>これに対し、被告は、引継ぎ準備が丙の業務として存在しなかった旨を主張するが、基金による調査の過程で、関係者らが、丙が年度で処分する書類の整理をしているのを見たことがあるとか、平成24年の2月、3月には、引継ぎ準備もあって非番日・週休日に特に庚交番を訪れていたなどと証言していることに照らしても、丙にとって、引継ぎ業務が負担となっていたことが裏付けられているといえる。</p>	<p>そもそも、異動が内示前に決まることなどあり得ず、原告らの主張する引継ぎ業務は、丙が行わなければならなかった業務とはいえず、これを質的過重性において考慮する余地はない。</p> <p>また、異動のための引継ぎは、通常、数枚程度の「引継書」と題する書類(乙5)を作成し、これに基づいて、後任者に口頭で説明を行う程度のものに過ぎず、早くから準備をしなければならないものではないし、通常の警察官に求められる一般的な業務に比して特別な負担とみることはできない。</p>

<p>1 丙の自殺と業務との因果関係(本件自殺の業務起因性)(争点1)</p>	<p>(2) 質的に過重な業務として考慮すべき事項の有無(争点1-2)</p>	<p>エ GSE参加のための研修参加や事前準備による負荷を質的過重性において考慮することができるか</p>	<p>前記1(1)ウの【原告らの主張】のとおり、丙が参加したGSEの事前研修は、公務として認められるべきであり、丙が個人で行った準備や事前研修の移動時間についても、過重性評価の対象とされるべきである。</p> <p>しかるところ、基金による調査の過程において、関係者らが、丙について、海外研修が決まってから負荷が増したように感じたとか、自分の語学力に不安を持っているようであったと証言していることに加え、丁も、丙からGSEの不安や負担感を聞いていたのであって、丙にとり、GSEのメンバーに選ばれたことや、そのための準備により、精神的負荷を受けていたことは明らかである。</p>	<p>前記争点1(1)ウの【被告の主張】のとおり、GSEの事前研修や、研修参加のための準備・課題作成等については、業務性がないのであるから、これによる負荷を考慮することはできない。</p> <p>また、GSE参加のための事前準備としては、プレゼンテーションの際に使用する数分程度の自己紹介部分の紹介文やパワーポイントの作成であり、要求される作業量として大きなものではない。加えて、原告らは、丙が英語力に不安を抱いていた旨主張するが、そもそもGSE参加のために要求される英語力は高水準のものではなく、仮に丙が英語力に不安を抱いていたとしても、それは業務を離れた丙固有の事情に過ぎず、業務に起因する負担とは評価できない。</p> <p>以上によれば、GSE参加のための事前研修への参加や事前準備については、業務起因性に当たって考慮することはできない。</p>
<p>1 丙の自殺と業務との因果関係(本件自殺の業務起因性)(争点1)</p>	<p>(3) 精神障害の発症(争点1-3)</p>		<p>医療機関に受診しないまま自殺した事案において、精神疾患発症を裏付ける家族の供述が得られていることを理由にその発症の有無を判断する手法は、確立されている。</p> <p>しかるところ、丁の証言等によれば、丙には、食事量が徐々に減少した、腕時計を2回忘れるなど、集中力を欠くようになった、元気がない、ぼんやりしているなどといった症状がみられている上、基金の専門医により、丙が平成24年3月上旬には何らかの精神疾患を発症していたと判断されていることに照らしても、丙は、同時期頃には、うつ病等何らかの精神疾患を発症していたといえる。</p>	<p>丙が、本件自殺前に精神科等を受診した経過はなく、診察の結果をはじめとする医療記録等は何ら存在しない。また、丙は、毎勤務日の朝に行われていた健康状態等チェック表(乙14)の記入において、自己の体調について毎回問題ない旨の記入をしており、現実にも、最後まで普段と変わりなく業務に当たっていた上、体調不良による無断欠勤や休暇の取得もなかった。これらに加え、丙が、上司や同僚等に対し、体調が優れないといった申告をしたことをうかがわせる資料も存しないことを考え併せれば、丙が精神疾患の発症していたとする根拠は極めて薄弱であって、原告らのいう精神疾患の発症を前提とすることはできないというべきである。</p>

<p>1 丙の自殺と業務との因果関係(本件自殺の業務起因性)(争点1)</p>	<p>(4) 本件自殺の業務起因性(争点1-4)</p>	<p>ア 業務の過重性の有無・程度</p>	<p>前記1(1)エの【原告らの主張】のとおり、丙は、平成24年2月から3月にかけての1か月間の時間外勤務時間が111時間を超えているところ、丙の実際の時間外勤務時間は、これを優に上回るものであったといえる。</p> <p>加えて、前記1(2)アないしエの各【原告らの主張】のとおり、丙には、連続窃盗事件の捜査、実習生の指導、引継ぎ準備及びGSE参加のための準備等の要素が重なって生じており、このことも、丙にとって、大きな業務量増加要因として、その負担を増大させたといえる。</p> <p>以上によれば、丙の発症した前記1(3)の【原告らの主張】のとおり、精神疾患は、上記のとおり、丙が量的にも質的にも過重な業務に従事したことによる精神的負荷により発症したものであることは明らかである。</p>	<p>丙の時間外勤務時間は、前記1(1)エにおける【被告の主張】のとおりであるところ、これらの勤務時間が、自殺について業務起因性が認められるほど過重な業務とはいえないことは明らかである。</p> <p>また、前記1(2)アないしエの各【被告の主張】のとおり、原告らが指摘する連続窃盗事件の捜査、実習生の担当、異動のための引継ぎ、GSEのための準備等は、いずれも丙の業務の質的過重性を基礎づけるものとはいえず、これらすべてを勘案したとしても、警察官に求められる通常の業務による負荷を超えるものではない。</p> <p>これらによれば、丙が行っていた業務は、量的にも、質的にも、過重なものであるとはいえず、強度な身体的・精神的負担となるようなものではないから、本件自殺につき、業務起因性があるとはいえない。</p>
		<p>イ 公務外の要因の有無</p>	<p>丙は、精神疾患の既往歴はなく、平成24年当時、妻子と平穏な家族生活を送っていたのであって、業務以外に、精神疾患発症及び自殺の原因となるものは存在しない。</p> <p>被告が主張する丙と丁との従前の夫婦関係に関し、被告が主張の根拠とする証言等をみても、噂程度のものに過ぎず、このような証言を根拠に、上記夫婦関係に問題があったとか、そのことが自殺の引き金になったという評価をすることはできない。</p> <p>また、本件自殺当日における丙と丁とのやり取りに関しては、不知であるが、そもそも、妻子を遺して自殺を決意することは、常軌を逸した判断といえるものであり、このような判断をしてしまったこと自体、丙が業務による精神的負荷により精神疾患を発症していたからにほかならず、本件自殺当日に丙と丁との間に異動をめぐるやり取りがあったとしても、それのみで丙が自殺を決断したとは到底いえない。そうすると、上記やり取りは、公務と精神疾患発症及び自殺との因果関係を左右するものとはいえない。</p>	<p>丙は、丁の感情の起伏の激しさや気の強さに困惑していた面があったことは、基金による調査の過程で複数の同僚等が証言しており、知られていることであった。</p> <p>また、丁は、丙がGSEのメンバーに選考されたのを機に、異動になると考えており、丙に前年度の参加者にこの点について確認するように促していた。本件自殺当日、丁は、丙に再度この点について確認を促し、丙が、前年度の参加者に架電したところ、上記の認識が誤解であることが判明した。丁は、「勘違いをしていたあなたが悪い。」などと責め、丙は謝罪したものの、丁が泣きながら布団を被り、何も言わないでいたことから、丙は、携帯電話を室内に投げつけ家を出た。丙は、その後道具を購入し自殺を図った。この出来事は、丙に、丁が異動を唯一の関心事とし、丙の日ごろの仕事ぶりや努力等を一顧だにしないものと感じさせ、絶望感・無力感を与えるものであって、業務起因性の判断に当たり無視できない。</p> <p>以上によれば、本件自殺が丙の業務の精神的・肉体的負荷に起因するということはいえない。</p>

<p>2 本件自殺についての被告の安全配慮義務違反の有無(争点2)</p>	<p>(1) 予見可能性</p>	<p>長時間労働等の業務によるストレスにより労働者が精神疾患を発症し自殺を図ることがあることについては周知の事実となっているところ、使用者等が回避する必要があるのは、上記のような結果を生む原因となる危険な状態の発生というべきであるから、予見の対象も、精神疾患のり患という結果を生む危険な状態の発生であると解される。しかるところ、被告は、丙が前記1(4)アの【原告らの主張】のとおり量的・質的に過重な業務に従事していることについて、勤務日誌や時間外勤務実績報告書の記載内容、本人の勤務ぶり等から、認識していたか、あるいは容易に認識することができたといえる。そうすると、丙の体調の異変に気付くことがなかったとの証言等により、被告の予見可能性が否定されることにはならない。</p> <p>また、被告が、発症に至るまでの時間が短時間であったと主張する点についても、被告が、丙について、日ごろから、非番や週休はきちんと確保できているか、当日の休憩時間や仮眠時間はきちんと確保できているかを把握する義務を果たしていれば、発症1か月前の時間外労働時間が111時間を優に超えるような事態は招かれなかったはずであり、上記主張も採り得るものではない。</p>	<p>争点1の【被告の主張】のとおり、本件においては、丙が、著しく過重な業務に従事していた事実はなく、そうであれば、業務によって、労働者の心身の健康を損なう危険が存在していたとはいえず、そのことを被告が認識し得たとはいえないから、このような事案においては、予見可能性を肯定するためには、自殺により死亡したことについての具体的予見可能性が必要である。しかるところ、丙は、毎勤務日ごとに、健康状態等チェック表において、自身の体調に問題がないとの申告をし、周囲に疲れている様子などをみせていなかったことに照らすと、被告が丙の健康状態の悪化や精神障害発症の可能性を認識することはできなかった。</p> <p>加えて、丙の業務が、発症1か月前に質的・量的に増大したとしても、丙が精神疾患を発症した時期が平成24年3月上旬であれば、発症から自殺に至るまでの時間が短時間で、被告として何らかの対応を検討しうる時間的余裕はなかった。</p>
	<p>(2) 注意義務違反の有無</p>	<p>被告には、丙を公務に従事させるに当たり、丙が担当する業務の状況や時間外労働時間数について適切に把握し、丙が過重な業務や長時間労働を余儀なくされないように注意すべき義務があった。</p> <p>しかるに、丙は、前記1(4)アの【原告らの主張】のとおり、量的・質的に過重な業務に従事しており、それにもかかわらず、かえって、被告は、丙の提出した時間外勤務実績報告書について、上司の独断により時間外労働時間を削っており、これにより、丙が長時間労働に従事していることが看過されていたといえるほか、丙をGSEの派遣メンバーとして推薦するに当たり、要求される英語力について、正確な情報を提供せず、結果として、丙に大きなプレッシャーを与えることとなったのである。そうすると、丙が過重な業務に従事したのは、被告が上記注意義務を適切に履行しなかったことによるものであるといえ、被告は、その責任を免れない。</p>	<p>否認ないし争う。</p> <p>前記1(2)アの【被告の主張】のとおり、被告は、連続窃盗事件の捜査に関し、庚交番勤務員の負担を考慮し、専従捜査班を編成し、以後、上記勤務員が交番勤務に専念することができる体制を整備しているように、職員の業務遂行上の負担軽減に必要な配慮をしていたものであって、被告に安全配慮義務違反は認められない。</p>

3 損害 の発生及 び数額 (争点3)	(1) 慰謝料	原告ら各人につきそれぞれ250万円 原告らにとり、丙は最愛の息子であり、同人は、原告らに対し、退職後には広島に帰ると述べていたこともあって、原告らは、老後も安心だと希望に満ち溢れていたにもかかわらず、そのような最愛の息子を、31歳で亡くさなければならなかった原告らの苦痛は察するに余りあり、これを金銭で慰謝するとした場合、原告ら各人につき250万円は下らない。	否認ないし争う。
	(2) 弁護士費用	原告ら各人につきそれぞれ25万円	否認ないし争う。

別紙7 丙の労働時間(裁判所認定)

7-1 労働時間合計

	総勤務時間数	時間外労働時間数	平均時間外労働時間数
発症前1か月	300時間06分	140時間06分	
発症前2か月	243時間33分	83時間33分	111時間49分
発症前3か月	231時間45分	71時間45分	98時間28分
発症前4か月	276時間58分	116時間58分	103時間05分
発症前5か月	260時間45分	100時間45分	102時間37分
発症前6か月	180時間13分	32時間01分	90時間51分

7-2 発症1か月前(平成24年2月10日～同年3月10日)

労働時間									認定根拠
月日	勤務 類型	勤務時間		拘束時 間	勤務時 間	総勤務 時間数	時間外勤 務時間数	備考	
		始業	終業						
3/10(土)	非番	9:00	12:00	3:00	3:00	66:22	26:22	軽犯捜査	甲6、乙4
3/9(金)	当直	9:00	33:00	24:00	18:00			乙3	
3/8(木)	日勤	9:00	17:45	8:45	7:45			乙3	
3/7(水)	非番	9:00	25:29	16:29	14:59			盗難見分等	甲6、乙4
3/6(火)	当直	8:30	33:00	24:30	16:00			乙3	
3/5(月)	週休	8:30	14:08	5:38	4:38			方一訓練	甲6、乙4
3/4(日)	非番	9:00	11:00	2:00	2:00			引継ぎ・月報	乙4
3/3(土)	当直	9:00	33:00	24:00	16:30	83:56	43:56	乙3	乙3
3/2(金)	週休	8:30	23:00	14:30	7:30			見分作成等	乙4
3/1(木)	非番	9:00	21:26	12:26	8:26			盗難見分、非番捜査	甲6、乙4
2/29(水)	当直	9:00	33:00	24:00	15:30			乙3	
2/28(火)	非番	9:00	23:00	14:00	8:00			引継ぎ、術科等	乙4
2/27(月)	当直	9:00	33:00	24:00	19:00			乙3	
2/26(日)	週休			9:00	9:00			GSE会合	甲21、32
2/25(土)	週休					55:33	15:33		
2/24(金)	非番	9:00	10:36	1:36	1:36			引継ぎ	甲6、乙4
2/23(木)	当直	9:00	33:00	24:00	17:00			乙3	
2/22(水)	週休	9:00	12:43	3:43	3:43			教養日	甲6、乙4
2/21(火)	非番	9:00	12:36	3:36	3:36			引継ぎ	甲6、乙4
2/20(月)	当直	9:00	33:00	24:00	18:00			乙3	
2/19(日)	週休	10:00	23:38	13:38	11:38			術科等	甲6、乙4
2/18(土)	非番	9:00	22:00	13:00	12:00	76:15	36:15	術科、夜間捜査等	甲6、乙4
2/17(金)	当直	9:00	33:00	24:00	16:00			乙3	
2/16(木)	週休	8:00	16:00	8:00	8:00			実査	乙4
2/15(水)	非番	9:00	21:29	12:29	10:29			けん銃訓練等	甲6、38、乙4
2/14(火)	当直	9:00	33:00	24:00	17:30			乙3	
2/13(月)	週休	10:00	23:16	13:16	5:16			見分作成	甲6、乙4
2/12(日)	非番	9:00	22:00	13:00	7:00			引継ぎ、夜間捜査	乙4
2/11(土)	当直	9:00	33:00	24:00	18:00	18:00	18:00	乙3	乙3
2/10(金)	週休							(始業時間不明)	甲6

合計

300:06 140:06

7-3 発症2か月前(平成24年1月11日～同年2月9日)

労働時間									認定根拠		
月日	勤務 類型	勤務時間		拘束時 間	勤務時 間	総勤務 時間数	時間外勤 務時間数	備考			
		始業	終業								
2/9(木)	非番	9:00	22:00	13:00	10:40	57:44	17:44	会議、夜間捜査等	甲6、乙4		
2/8(水)	当直	9:00	33:00	24:00	17:00						乙3
2/7(火)	日勤	9:00	19:09	10:09	9:09					術科	甲6、乙4
2/6(月)	非番	9:00	10:00	1:00	1:00					引継ぎ	乙4
2/5(日)	当直	9:00	33:00	24:00	16:30						乙3
2/4(土)	週休										
2/3(金)	非番	9:00	12:25	3:25	3:25					引継ぎ等	甲6、乙3、4
2/2(木)	当直	9:00	33:00	24:00	15:30	52:25	12:25		乙3		
2/1(水)	週休		14:24							(始業時間不明)	甲6
1/31(火)	非番	9:00	17:05	8:05	7:05					引継ぎ等	甲35、乙4
1/30(月)	当直	16:00	33:00	17:00	10:30					16時まで時間休	乙3
1/29(日)	週休										
1/28(土)	非番	9:00	11:20	2:20	2:20					引継ぎ	乙3、4
1/27(金)	当直	9:00	33:00	24:00	17:00						乙3
1/26(木)	日勤	9:00	21:03	12:03	11:03	68:45	28:45	保護	甲35、乙3、4		
1/25(水)	非番	9:00	13:00	4:00	4:00					教養残留	乙4
1/24(火)	当直	9:00	33:00	24:00	22:00						乙3
1/23(月)	週休			6:00	6:00					ロータリー例会	甲11、22
1/22(日)	非番	9:00	19:12	10:12	9:12					引継ぎ等	甲6、乙4
1/21(土)	当直	9:00	33:00	24:00	16:30						乙3
1/20(金)	週休		17:50							(始業時間不明)	甲35
1/19(木)	非番	9:00	18:33	9:33	8:33	45:09	5:09	窃盗事件捜査	甲35、乙4		
1/18(水)	当直	9:00	33:00	24:00	17:00						乙3
1/17(火)	週休									(スポーツテスト)	
1/16(月)	休暇										
1/15(日)	休暇			9:00	9:00					GSE会合	甲21、31
1/14(土)	週休										
1/13(金)	非番	9:00	25:06	16:06	10:36					引継ぎ、窃盗捜査	甲35、乙4
1/12(木)	当直	9:00	33:00	24:00	17:30	19:30	19:30		乙3		
1/11(水)	週休	9:00	11:00	2:00	2:00					健康診断	甲5

合計

243:33 83:33

7-4 発症3か月前(平成23年12月12日~平成24年1月10日)

労働時間								認定根拠			
月日	勤務 類型	勤務時間		拘束 時間	勤務 時間	総勤務 時間数	時間外 勤務時間数		備考		
		始業	終業								
1/10(火)	非番	9:00	16:21	7:21	7:21	50:26	10:26	110番対応、窃盗捜査	甲6、乙4		
1/9(月)	当直	9:00	33:00	24:00	16:00						乙3
1/8(日)	週休										
1/7(土)	非番	9:00	11:30	2:30	2:30					110番対応	乙3、4
1/6(金)	当直	9:00	33:00	24:00	18:00						乙3
1/5(木)	週休										
1/4(水)	非番	9:00	15:35	6:35	6:35					月報作成、窃盗捜査	甲35、乙3、4
1/3(火)	当直	9:00	33:00	24:00	16:00	59:00	19:00		乙3		
1/2(月)	週休										
1/1(日)	非番	9:00	15:00	6:00	6:00					傷害現速処理	乙4
12/31(土)	当直	9:00	33:00	24:00	17:00						乙4
12/30(金)	週休										
12/29(木)	非番	9:00	12:00	3:00	3:00					窃盗受理、見分等	乙4
12/28(水)	当直	9:00	33:00	24:00	17:00						乙4
12/27(火)	週休					47:00	7:00				
12/26(月)	非番	9:00	17:00	8:00	6:00					物損事故、地域指導等	乙4
12/25(日)	当直	9:00	33:00	24:00	17:00						乙4
12/24(土)	週休										
12/23(金)	非番	9:00	16:00	7:00	7:00					傷害事案処理	乙4
12/22(木)	当直	9:00	33:00	24:00	17:00						乙4
12/21(水)	週休										
12/20(火)	非番	9:00	10:00	1:00	1:00	51:19	11:19	引継ぎ	乙4		
12/19(月)	当直	9:00	33:00	24:00	17:00						乙4
12/18(日)	週休			9:00	9:00					GSE会合	甲21、30
12/17(土)	非番	9:00	11:19	2:19	2:19					引継ぎ、書類作成	甲35、乙4
12/16(金)	当直	9:00	33:00	24:00	17:00						乙4
12/15(木)	週休										
12/14(水)	非番	9:00	14:00	5:00	5:00					引継ぎ、盗品捜査	乙4
12/13(火)	当直	9:00	33:00	24:00	17:00	24:00	24:00		乙4		
12/12(月)	週休	9:00	16:00	7:00	7:00					書類作成	乙4

合計

231:45 71:45

7-5 発症4か月前(平成23年11月12日～同年12月11日)

労働時間								認定根拠			
月日	勤務 類型	勤務時間		拘束 時間	勤務 時間	総勤務 時間数	時間外 勤務時間数		備考		
		始業	終業								
12/11(日)	非番	9:00	15:30	6:30	6:30	59:26	19:26	道交法違反事件捜査	乙4		
12/10(土)	当直	9:00	33:00	24:00	17:00						乙4
12/9(金)	日勤	9:00	19:46	10:46	9:46					けん銃訓練	甲35、38、乙4
12/8(木)	非番	9:00	15:27	6:27	5:27					幹部会議、盗品捜査	甲6、乙4
12/7(水)	当直	9:00	33:00	24:00	17:00						乙4
12/6(火)	週休										
12/5(月)	非番	9:00	12:43	3:43	3:43					窃盗捜査、方機訓練	甲6、乙4
12/4(日)	当直	9:00	33:00	24:00	17:00	64:49	24:49		乙4		
12/3(土)	週休										
12/2(金)	非番	9:00	14:49	5:49	4:49					窃盗事件捜査	甲6、乙4
12/1(木)	当直	9:00	33:00	24:00	17:00						乙4
11/30(水)	週休		15:30							(始業時間不明)	甲35
11/29(火)	非番	9:00	18:00	9:00	9:00					窃盗事件捜査	乙4
11/28(月)	当直	9:00	33:00	24:00	17:00						乙4
11/27(日)	週休					56:16	16:16				
11/26(土)	非番	9:00	23:46	14:46	13:16					相談処理、窃盗捜査	甲35、乙4
11/25(金)	当直	9:00	33:00	24:00	17:00						乙4
11/24(木)	週休	9:00	14:00	5:00	5:00					教養、交通安全体験	乙4
11/23(水)	非番	9:00	13:00	4:00	4:00					窃盗事件捜査	乙4
11/22(火)	当直	9:00	33:00	24:00	17:00						乙4
11/21(月)	週休										
11/20(日)	非番	9:00	21:30	12:30	11:30	79:27	39:27	ロータリー地区大会	甲11、21、35		
11/19(土)	当直	9:00	33:00	24:00	17:00						乙4
11/18(金)	週休	12:07	15:49	3:42	3:42					(業務内容不明)	甲35
11/17(木)	非番	9:00	19:00	10:00	10:00					書類作成、術科出席	乙4
11/16(水)	当直	9:00	33:00	24:00	17:00						乙4
11/15(火)	日勤	9:00	17:45	8:45	7:45						乙4
11/14(月)	非番	9:00	24:00	15:00	12:30					書類作成、居空捜査	乙4
11/13(日)	当直	9:00	33:00	24:00	17:00	17:00	17:00		乙4		
11/12(土)	週休										

合計

276:58 116:58

7-6 発症5か月前(平成23年10月13日～同年11月11日)

労働時間									認定根拠		
月日	勤務 類型	勤務時間		拘束 時間	勤務 時間	総勤務 時間数	時間外 勤務時間数	備考			
		始業	終業								
11/11(金)	非番	9:00	18:35	9:35	9:35	67:05	27:05	強わい事件捜査	甲35、乙4		
11/10(木)	当直	9:00	33:00	24:00	17:00						乙4
11/9(水)	週休										
11/8(火)	非番	9:00	16:30	7:30	7:30					強わい事件捜査	乙4
11/7(月)	当直	9:00	33:00	24:00	17:00						乙4
11/6(日)	週休	10:00	16:00	6:00	6:00					窃盗事件捜査	乙4
11/5(土)	非番	9:00	19:00	10:00	10:00					強わい事件捜査	乙4
11/4(金)	当直	9:00	33:00	24:00	17:00	73:25	33:25		乙4		
11/3(木)	日勤	9:00	17:45	8:45	7:45						乙4
11/2(水)	非番	9:00	17:55	8:55	8:55					引継ぎ、書類作成	甲35、乙4
11/1(火)	当直	9:00	33:00	24:00	17:00						乙4
10/31(月)	週休		17:09							(始業時間不明)	甲35
10/30(日)	非番			5:45	5:45					GSE面接	甲11、20
10/29(土)	当直	9:00	33:00	24:00	17:00						乙4
10/28(金)	週休	10:00	12:22	2:22	2:22	53:50	13:50	会議出席	甲35、乙4		
10/27(木)	非番	9:00	15:00	6:00	6:00					窃盗、見分、書類作成	乙4
10/26(水)	当直	9:00	33:00	24:00	17:00						乙4
10/25(火)	週休	14:00	17:28	3:28	3:28					書類作成	甲35、乙4
10/24(月)	非番	9:00	17:00	8:00	8:00					窃盗事件捜査	乙4
10/23(日)	当直	9:00	33:00	24:00	17:00						乙4
10/22(土)	週休										
10/21(金)	非番	9:00	16:55	7:55	7:55	50:55	10:55	窃盗捜査、教養出席	甲38、乙4		
10/20(木)	当直	9:00	33:00	24:00	17:00						乙4
10/19(水)	週休										
10/18(火)	非番	9:00	18:00	9:00	9:00					(業務内容不明)	乙4
10/17(月)	当直	9:00	33:00	24:00	17:00						乙4
10/16(日)	週休										
10/15(土)	週休										
10/14(金)	日勤	9:00	17:45	8:45	7:45	15:30	15:30	残念会は業務性なし	乙4		
10/13(木)	日勤	9:00	17:45	8:45	7:45						乙4

合計

260:45 100:45

7-7 発症6か月前(平成23年9月13日～同年10月12日)

労働時間									認定根拠		
月日	勤務 類型	勤務時間		拘束 時間	勤務 時間	総勤務 時間数	時間外勤 務時間数	備考			
		始業	終業								
10/12(水)	非番	9:00	17:57	8:57	7:57	51:28	11:28	器損事件受理	甲35、乙4		
10/11(火)	当直	9:00	33:00	24:00	17:00						乙4
10/10(月)	週休	10:00	12:00	2:00	2:00					柔道	乙4
10/9(日)	非番	9:00	13:36	4:36	4:36					引継ぎ、専科	甲35、乙4
10/8(土)	当直	9:00	33:00	24:00	17:00						乙4
10/7(金)	週休										
10/6(木)	非番	9:00	11:55	2:55	2:55					引継ぎ、書類整理	甲35、乙4
10/5(水)	当直	9:00	33:00	24:00	17:00	38:12	0:00		乙4		
10/4(火)	週休										
10/3(月)	非番	9:00	12:12	3:12	3:12					引継ぎ、月報作成	甲35、乙4
10/2(日)	当直	9:00	33:00	24:00	17:00						乙4
10/1(土)	週休										
9/30(金)	週休		14:50							(始業時間不明)	甲35
9/29(木)	非番	9:00	10:00	1:00	1:00					引継ぎ	乙4
9/28(水)	当直	9:00	33:00	24:00	17:00	60:33	20:33		乙4		
9/27(火)	週休										
9/26(月)	非番	9:00	13:24	4:24	4:24					教養出席	甲35、乙4
9/25(日)	当直	9:00	33:00	24:00	17:00						乙4
9/24(土)	非番	9:00	14:09	5:09	5:09					要望事案対応	甲35、乙4
9/23(金)	当直	9:00	33:00	24:00	17:00						乙4
9/22(木)	週休										
9/21(水)	非番	9:00	20:00	11:00	11:00	28:00	0:00	張込み、災害対策	乙4		
9/20(火)	当直	9:00	33:00	24:00	17:00						乙4
9/19(月)	週休										
9/18(日)	週休										
9/17(土)	週休										
9/16(金)	週休										
9/15(木)	週休		22:29							(始業時間不明)	甲35
9/14(水)	週休					2:00	0:00				
9/13(火)	週休	15:00	17:00	2:00	2:00					納会出席	乙4

合計

180:13 32:01